

# 令和5年度監査計画

(令和5年1月26日委員決裁)

## 1 実施する監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 内部統制評価報告書審査

## 2 監査等の対象及び実施時期

別紙「監査等の対象及び実施時期」のとおり

## 3 その他

前2項に定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。



## 監査等の対象及び実施時期

## 1 財務監査及び行政監査

対 象	実施時期
会計室・財政局	6月～3月
住宅都市局 <sup>注</sup>	
上下水道局	
教育委員会（学校教育） <sup>注</sup>	
健康福祉局 <sup>注</sup> （工事）	2月～8月
緑政土木局 <sup>注</sup> （工事）	
子ども青少年局 <sup>注</sup> （工事）	9月～3月
交通局（工事）	
実施計画において定める局室区 （実査当日に通知して実施）	6月～3月

注) 対象局に併せて、財政局が実施する関連事務を含む。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 出資団体監査

対 象	所管局	実施時期
(公財) 愛知県暴力追放運動推進センター	総務局	7月～3月
(公財) 名古屋産業振興公社	経済局	
(福) 名古屋市総合リハビリテーション事業団	健康福祉局	
名古屋ガイドウェイバス (株)	住宅都市局	
(公財) なごや建設事業サービス財団	緑政土木局	

注) 対象団体に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

対 象	所管局	実施時期
住宅都市局が所管する公の施設の指定管理者	住宅都市局	6月～3月

注) 「1 財務監査及び行政監査」の対象局が所管する公の施設の指定管理者のうち実施計画において定めるものを対象とする。

## 3 決算審査

対 象	実施時期
一般会計及び特別会計決算審査	7月～9月
公営企業会計決算審査	6月～9月

#### 4 例月出納検査

検査は、原則として毎月 25 日及び 26 日の両日に前前月の出納について行う。ただし、決算整理及び決算審査時期の検査は次のとおりとする。

- ・ 一般・特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
- ・ 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬、5 月の出納：7 月下旬

対 象
一般会計及び特別会計
公営企業会計

#### 5 基金運用状況審査

対 象	実施時期
基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金)	6 月～9 月

#### 6 健全化判断比率等審査

対 象	実施時期
健全化判断比率審査	8 月～9 月
資金不足比率審査	

#### 7 内部統制評価報告書審査

対 象	実施時期
内部統制評価報告書審査	7 月～9 月